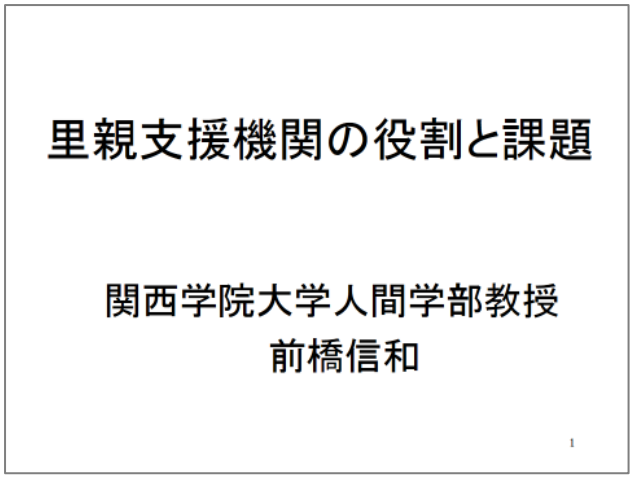

今日は里親支援機関の役割と課題ということで、お話しをさせていただくということにしております。資料は、この冊子の中に入れられております。だいたいこれの流れに沿ってお話しをさせていただきたいと思っております。私の経歴は、大学を出てから、大阪府で福祉職で採用されまして、児童相談所の児童福祉司が結構長かったんです。それ以外にも、障がい者の方の施設の指導員をしたり同和対策事業の施設の職員をしたりとか、あるいは本庁で電卓叩いたりとか、そういうふうなこともやったりしてたんですけども、児童相談所のときの養護相談ですね。今は社会的養護というような言い方をしますが、養護相談のさまざまな措置というものを思い出したりしてました。特に里親さんへの委託というようなことについて、いろいろと考えてみますと、ほんと情けない話しなんですけれども、ほとんど神様にお願いをしていたというような状況だったんですね。何故かというと、一つは、非常にケース数そのものもその当時少なかった。社会資源として利用できる里親さんも非常に少なかったということ。それから、養子縁組前提の里親さんが非常に多かったということ。具体的にどのようにアセスメントをして、どういうような子どもをどのような里親さんに委託すべきなのかというようなことを、十分吟味しながら援助を進めていくというようなことが、実態としてはできていなかったのではないかというようなことを、今振り返ってみると、思ってしまうわけなんですね。

それから 20 年 30 年というような昔の話ですので、今それを思いますと、社会的養護としての里親制度というようなものが、制度的にも進んできておりますし、目的そのものも、社会的養護としての里親さんの社会資源としての充実の方向というようなものが明確に出され、社会的養護の全体の中での里親支援、里親委託の優先という方針も出されてきている。そういうような状況の中で、里親支援機関としてはいったいどういうようなところを目指していくのがいいのだろうかと改めて考える機会になったと私は考えております。

目的。社会的養護において、里親またはファミリーホームへの委託を推進することが重要であるが、まず、児童相談所、里親、児童福祉施設が相互理解を深め、里親等への支援を総合的に実施すること、となっており、実施主体は都道府県、政令指定都市。里親指定機関の指定として、里親制度の普及促進、里親委託の推進、里親支援の事業の委託先を支援機関に指定する。なお、事業委託に関わらず、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員をおく児童福祉施設については指定することが望ましい、という書き方になっております。これは非常にわかりにくいという部分があるのかなと思いますけれども、望ましいというのは、行政的には非常にあいまいなんですね。一般的な用語としてもあいまいですけれども、まして行政的には非常にあいまいな位置づけという形になります。

里親支援機関

- 目的　社会的養護において、里親またはファミリーホームへの委託を推進することが重要であるが、まず児童相談所、里親、児童福祉施設が相互理解を深め、里親等への支援を総合的に実施すること。
- 実施主体　都道府県、政令指定都市等
- 里親支援機関の指定

　里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業の委託先を支援機関に指定する。なお、事業委託に関わらず、里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員をおく児童福祉施設については指定することが望ましい。

2

その中で、関係職員については、里親の支援について関係する職員。児童相談所では里親担当者。これも、できるだけ専任が望ましいという書き方になってるわけですね。ということは、できるだけということになりますから、専任でない場合が結構あるということになると思います。厚生労働省の方の調査でも、H23 年の調べによりますと全国の児童相談所の里親担当職員が、全国で 315 人配置されている。そのうちの、専任が 52 人ということになります。結局兼任というのが 273 人で、合わせて 325 人、ということは 6 分の 1 ほどになるわけです。だから、できるだけということであれば、それは 5 分の 1、6 分の 1 になってしまう。じゃあ専任でなければならないとすることができるのかというと、そういう縛りというのはかけることができない。いろんなところでそうなんですけれども、もう国の方は、そういう縛りはかけられないということを前提に、さまざまなシステム、制度というものを考えてきていると言わざるを得ないんです。プラス里親委託等の推進員、これを配置することができるようになっていますけれども、約半数ぐらいの児童相談所に配置されているというかたちになります。それから児童福祉施設に里親支援専門相談員が配置されるようになってきた。24 年からということになります。家庭支援専門相談員は、平成 11 年からという形になっています。古くから配置されているということなんですけれども、この家庭支援専門相談員さん、もともとは乳児院に配置されてたんですけれども、それが多くの児童養護施設等に配置が広がってきたのが、確か平成 16 年だったと思います。里親支援専門相談員と、家庭支援専門相談員というのは非常に似た位置づけになっておりまして、たまたま私が家庭支援専門相談員を、そのちょうど施設に広く配置するようにという制度化された前後に調査をしたことがあります。その調査の状況をまた後でお伝えをしようと思うんですけれども、実は家庭支援専門相談員の業務としては、施設に配属されている職員になるんですけども、家族への早期家庭復帰をすすめる。そのための目的が大きく一つ。もう一つの大きな目的は、里親制度を普及させる。里親への委託を促進するという、そういう目的があったんですね。ところが、その家庭支援専門相談員さん、いろいろとインタビューしたりアンケート取ったりしていると、里親さんへの支援というのは、まずほとんど行われていなかった、という状況があります。そして、ローテーションに入ると、ほとんどの場合、兼務が前提になっていて、ローテーションに入るというような、事情があったんです。と

関係職員について

- 児童相談所　里親担当者　できるだけ専任が望ましい
  里親委託等推進員　約半数の児相に配置
- 児童福祉施設　里親支援専門相談員（H24～）
  家庭支援専門相談員（H11～）
- 里親会　事務局を里親支援推進員又は施設の里親支援専門相談員が担う
- 里親支援機関　里親委託等推進員など

3

いうようなことで、この里親支援専門相談員と、家庭支援専門相談員、似たような書きぶりになってしまっていますし、先行する家庭支援専門相談員の業務の遂行状況というところを見てみると、その里親支援専門相談員の業務遂行状況、一体どういうような形で動いていくのかというのが非常に気になるというところであります。それともう一つ、里親会。これは事務局を里親支援推進員、または施設の里親支援専門相談員が担うのがよかろう、事務局体制を強化していきましょうというようなことで、そういうふうになっているわけです。具体的にはもちろん、こういうふうな形で、児童家庭支援センターあるいは里親支援機関が担っているところもあるようなんです。多くはまだ、それぞれの児童相談所等が担っているというところが多いのではないかというように思っています。

最後に里親支援機関という形になるんですけども、ここには里親委託等推進員などが配置されているということで、必ずしも配置される職員なり、業務内容というものが明確になっているわけではないということが、問題になってきているのではないかというように思われます。ということで、里親支援のための職員というものがいろいろなところからピックアップしてみますと、こういうような方々が、今配置されている、配属されているというような状況になっていますけども、じゃあそれぞれの職員の方の職務内容、業務内容というのが、どの程度明確になっているのかというようなことを考えてみますと、なかなかその業務内容がまだまだ明確になっていないのではないかというような気がしています。そこで、職務内容や資格などというようなところに入っていくわけなんですけども、里親担当者、これは児童相談所の里親担当者ですから、児童福祉司になります。

職務内容になりますけども、まず「支援担当者は、定期的に訪問するなどにより、「里親が行う養育に関する最低基準」が遵守され、適切な養育が行われるよう子どもの養育について必要な支援を行うこと。特に委託直後は、手厚い支援が必要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援すること。児童相談所長は、里親への支援に関して、支援担当者に必要な助言を行うこと。支援担当者は、訪問等により里親に対し支援した

職務内容、資格など

- 里親担当者（児童福祉司）

(1) 支援担当者は、定期的に訪問するなどにより、「里親が行う養育に関する最低基準」が遵守され、適切な養育が行われるよう子どもの養育について必要な支援を行うこと。特に委託直後は、手厚い支援が必要であり、訪問による子どもの状態の把握や養育に関する里親からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援すること。

(2) 児童相談所長は、里親への支援に関して、支援担当者に必要な助言を行うこと。

(3) 支援担当者は、訪問等により里親に対し支援した事項を児童相談所長に報告し、必要があれば、都道府県知事等に報告すること。

(4) 支援担当者は、子どもの養育に関して必要な支援を行ったにもかかわらず、里親がこの支援に従わない場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事等に意見を添えて報告すること。

(5) 児童相談所長は、連絡先の教示など子どもが児童相談所に相談しやすい体制の整備に努めること。

(6) 支援担当者は定期的に子どもの保護者と連絡をとるなど、子どもの家庭復帰が円滑に行われるよう努めること。

4

事項を児童相談所長に報告し、必要があれば、都道府県知事等に報告すること。支援担当者は、子どもの養育に関して必要な支援を行ったにもかかわらず、里親がこの支援に従わない場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事等に意見を添えて報告すること。児童相談所長は、連絡先の教示など子どもが児童相談所に相談しやすい体制の整備に努めること。支援担当者は定期的に子どもの保護者と連絡をとるなど、子どもの家庭復帰が円滑に行われるよう努めること。」というような形で提示されているわけなんですけれども、これはまだまだ抽象的な中身になっております。且つ、児童相談所はあくまでも、指導なんですね。当然支援、援助はあるんですけれども、指導、監督というような側面がどうしてもつきまといます。子どもの養育に関して必要な支援を行ったにもかかわらず、里親がこの支援に従わない場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事等に意見を添えて報告すること。じゃあ報告してどうなるのか。不適切な養育行動があった場合については、被措置児童等虐待に該当する場合についてはそれを報告し、そして保護をするというようなこともありますし、どうしてもということになると、登録の取り消しになるとか、そういうようなことにつながるというようなことも当然考えられるというようなことがこの中に触れられている。榑沼あづささんの 3 枚目の下のところに。例えばこれは支援担当者の方が家庭訪問での確認事項。家庭訪問に行きました。行きましょう。じゃあ家庭訪問に行って、何をするのか、というようなことがこういう形で、具体的に明示されてるわけですね。家庭訪問に行っても、おしゃべりして帰ってくるだけでは意味がない。家庭訪問に行ったら、家庭訪問に行っただけで、これだけのことをやりましょうということが、きちんとこういうような形で、業務内容として明示されるというようなことがやはり必要なんだろうと私は思うんです。まだそこまで、それぞれの職種、あるいは職務内容について、具体的な明示というところまではできていないのではないだろうか、というように思います。里親担当者、これは児童福祉司ですから、先ほども言いましたように、全国で 325 人配置されているうちの専任が 52 人で、兼任が 273 人。プラス里親支援機関等における里親委託等推進員が配置されている。これは自治体が雇用し、児童相談所に配置されており、87 人全国にいる。これは里親担当者と協力をして、里親委託の推進、それから里親さんへの支援を行うという形になる。

職務内容・資格など

- **里親委託等推進員**

  職務内容：里親等への委託を推進するために、里親選定のための調整、関係機関との連絡・調整、里親等相互の相談援助や交流の促進等。

  資格：里親等の制度および養子縁組制度に対する理解があり、子どもの立場に立って事業を推進することができる者

5

里親委託等推進員。これが、職務内容が、「里親等への委託を推進するために、里親選定のための調整、関係機関との連絡・調整、里親等相互の相談援助や交流の促進等」と業務内容が示されております。自治体が雇用し、児童相談所に配置している推進員さんが、87 人。委託法人が雇用して、児童相談所に配置している方が 4 人。委託法人が雇用して、委託先に配置をしている。これ、児童相談所以外に配置されている、里親委託等推進員さんが 6 人。というようなことで、計 97 人の方が、全国的に配置されているというわけなんです。うち常勤の方が 14 人で、非常勤の方が 83 人というかたちになっているようです。ということはやはり、常勤の方が非常に少ないですね。こういう里親委託等推進員さんにつきましても、常勤で対応されている方が少ない。かつ、問題点としては次の資格なんです。「里親等の制度および養子縁組制

度に対する理解があり、子どもの立場に立って事業を推進することができる者」なんですね。これ、資格と言えるのか。これがですね。これは、行政的にはこういうふうな書き方になっています。一般的な用語に翻訳しますと、誰でも良いということになりかねない。これであれば、誰でも良い。何故か。「理解がある。」理解は一体どういうふうにしてはかるんだ。「いや、ちゃんとわかってます。」と言われれば、それまでなんですね。「推進することができる者。」「推進しますか？」「はい、頑張ります」でいえる。ということは、誰でも良いということになる可能性がある。それで果たしてこういうような調整であったり、交流の促進であったり、そういうようなことが十分担えるんだろうか。「いやいや、これから研修してもらって、十分そういうふうなことをやってもらうようにします。」現にそういうふうな人を配置しましょう。児童相談所も里親担当者と一緒になって動きましょう。というような形で配置されているんだけども、実は細かく見ていくと、かなりあいまいな中身になってしまっている可能性があるということですね。

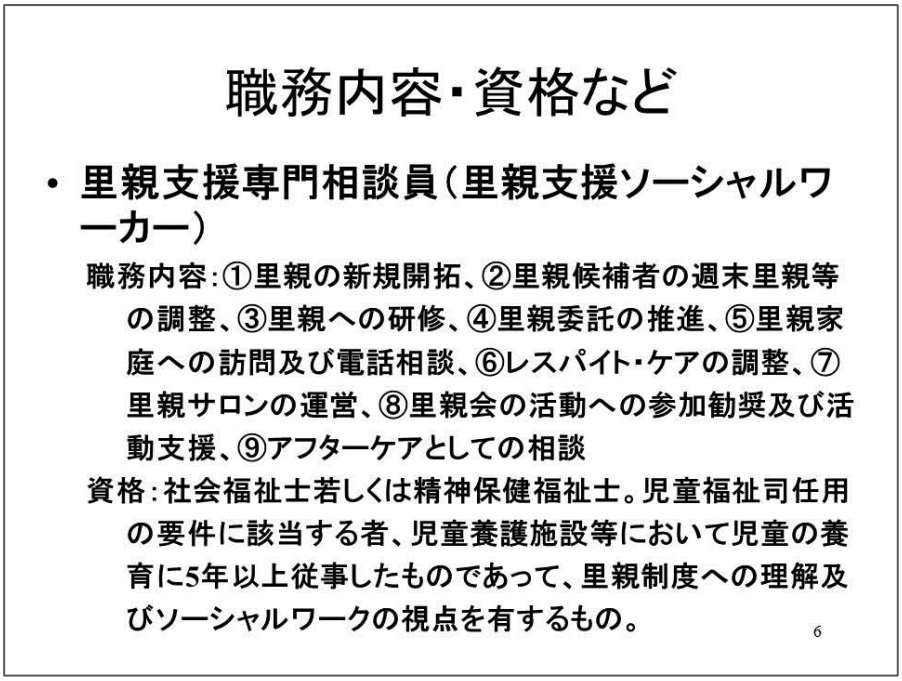

また、職務内容、資格などの続きになりますけども、里親支援専門相談員。これは里親支援専門ソーシャルワーカーという形に言われていますけれども、これはどういうようなところから、これをひっぱりだしてきてるか。「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」これが厚生労働省雇用均等家庭局長から、24 年の 4 月に通知として出されています。内容が、こういうような形で書かれているわけなんですけども、里親支援専門相談員の職務内容については、①里親の新規開拓、里親候補者の週末里親等の調整、里親への研修、里親委託の推進、里親家庭への訪問及び電話相談、レスパイト・ケアの調整、里親サロンの運営、里親会の活動への参加勧奨及び活動支援、アフターケアとしての相談ということになる。

そのもう一つ前の趣旨の中で、児童養護施設及び乳児院に、地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能を持たせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、A.所属施設の入所児童の里親委託の推進。乳児院とが児童養護施設に里親支援専門相談員を配置しましょう。その配置された支援専門員は、自分ところの施設に入所している子どもの里親委託の推進を図りましょう。それが趣旨の第一にあがってるんですね。

そして B.退所児童のアフターケアとしての里親支援。その里親さんに委託するということで、措置解除をされた、そういった子どものアフターケアとしての里親支援。C. 3 つ目ですね。所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里

親支援。これは直接的にその児童を委託してるとか、委託していないとか、そういうことに関係なく、地域支援としてその地域におられる里親さんへの支援を行いましょう。そういうような事業を行うことによって、里親委託の推進及び里親支援の充実を図るというような趣旨があります。ということは、自分ところの施設の子どもの里親委託を推進するための業務をしなさいよというかたちになっておりまして、具体的な業務の内容として、先ほど挙げた 9 つの業務がある。それでこの 9 つの業務がどれだけ具体的に示されているのかというと、これ以上業務内容示されているのはないんですね。じゃあ里親の新規開拓、どういうように里親の新規開拓を施設の里親支援のソーシャルワーカーさんやったらいいのか。あるいは、里親候補者の週末里親等の調整をどういうようにやったらいいのか。里親への研修をどのように、どういう形で研修をやったらいいのか、というのは、まだまだこれでは十分かみ砕いた内容になっていないのではないかというように考えられます。

次は資格のところを見ていこうと思いますけれども、社会福祉士若しくは精神保健福祉士。これはソーシャルワーカーとしての国家資格となりますから、国が認めた社会福祉士や精神保健福祉士。これは適切ですね、そして、児童福祉司任用の要件に該当する者。これは児童福祉司の任用の要件いくつかありますけれども、養成施設を卒業しているとか、あるいは、大学で心理学、教育学、社会学等を履修しているとか、それから社会福祉士の資格を持っているとか、医師の資格を持っているとか、そういうのがいくつか並んでおります。児童福祉司のそういったような任用の要件に該当する者。こういったような分野の相談支援を行う者にとって適切であると。

次、児童養護施設等において児童の養育に 5 年以上従事したものであって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの。これもちょっとあいまいになっている。児童養護施設等において児童の養育に 5 年以上従事したもの。これは直接的な支援を行う

保育士及び児童指導員。それで児童指導員の任用要件についても、細かく見ていくと、最低基準の中に例示されておりまして、児童福祉司の任用要件と非常に似たところはあるんですけれども、まあその他適切と認めたものというような、そういうような項目があります。保育士及び児童指導員の経験が 5 年以上。それで里親制度への理解及びソーシャルワークの視点。「里親制度への理解ありますか？」「はい、あります。」「ソーシャルワークの視点ありますか？」「はい、あります」というようなことで、これも経験だけで OK ということになっている可能性がある。ということで、里親支援専門相談員が各施設に配属されています。

家庭支援専門相談員としては、どういうような趣旨になっているか。まず職務内容と出てるんで

職務内容、資格など

- **家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）**

職務内容：　1．里親委託推進のための業務
（里親関係）①里親希望家庭への相談援助
②里親委託後における相談援助
③里親の新規開拓
2．養子縁組の推進のための業務
①養子縁組を希望する家庭への相談援助等
②養子縁組の成立後における相談援助
資格：社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有するもの、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事したもの、又は児童福祉司の任用要件を満たすもの。

7

すが、里親関係だけを抜き出しておりますので、例えば里親関係の職務内容という形で里親委託推進のための業務で、①が里親希望家庭への相談援助、②里親委託後における相談援助、③里親の新規開拓、２．養子縁組の推進のための業務。①養子縁組を希望する家庭への相談援助等、②養子縁組の成立後における相談援助、という形で例示をされています。それでは先ほどの通知で、家庭支援専門相談員の配置の趣旨というものを見てみますと、「虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接の連携とともに、電話、面接等により、児童の早期家庭復帰、里親委託を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期の退所を促進し、親子関係の再構築が図られることを目的とする」というようになっておりまして、早期家庭復帰および里親委託の推進というのが大きな趣旨になっています。そこで、職務内容、業務内容になりますけれども、①対象児童の早期家庭復帰のための保護者等への相談援助業務。②退所後の児童に対する継続的な相談援助。③里親委託の推進のための業務。④養子縁組の推進のための業務。その 2 つを例示として、資料に抜き出してあるわけですけれども、それ以外に⑤地域の子育て家庭に対する、育児不安の解消のための相談援助。要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参加。施設職員への指導、助言及びケース会議への出席。児童相談所等、関係機関との連絡調整。その他業務の遂行に必要な業務、というように例示をされています。その家庭支援専門相談員なんですけれども、資格としては里親の支援の方と同じように、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有するもの。適切ですね。児童養護施設等において児童の養育に 5 年以上従事したもの。これは経験によりますね。又は、児童福祉司の任用要件を満たすもの。まあ児童福祉司はこういうようなさまざまな地域の子ども及び家庭の相談に応じて、適切な相談支援を行っていくということになりますから、児童福祉司の任用要件を満たすとのは適切である。で、児童の養育、この直接的な養育の 5 年経験で、本当に適切なのか、資格要件としてですね。これが非常にあいまいになってしまっている。それで、こういったような家庭支援専門相談員、配属の時に早期家庭復帰及び里親委託の推進。こういう業務内容の家庭支援専門相談員の調査を行いました。2006 年度調査をしたわけですが、2006 年度の大阪府内の状況であります。配置は 16 年から児童養護施設にも配属しますよというような形でシステムが動き始めました。配置が 91%ということで、非常に多くの養護施設はそれというような形で、家庭支援専門相談員を配置しました。じゃあ配置されたその専門相談員の前職はいったいどのような方が、専門相談員になったのか。90%の方が主任児童指導員、あるいは主任児童員補佐、あるいは、副施設長というような形の、ほとんどが児童指導員さんからの横滑りというような方でした。アンケート調査もインタビューも行ったわけですけれども、インタビューも非常に似たような内容になっておりました。結局発言内容等から見てみますと、業務としましては一番多かったのは、保護者、親が一番多かったです。

その次に多かった発言としては、ファミリーソーシャルワーカーの位置づけ。施設の中での位置づけが非常にあいまいになってしまっている。兼務したままなんです。ほとんどが主任児童指導員から、あなたは主任を解いて、兼務のままですよ。ローテーションにも入った形で、あなたは家庭支援専門相談員ですよというような形で、一応配属の命令がでるわけですけれども、実は業務内容は変わってない。結局はローテーションにも入り、経験が一番ある人が、結局は主任児童指導員の業務もし、ローテーションにも入り、あなたはファミリーソーシャルワーカーですよというように位置づけられた。あるいは指導員とその業務の分担というようなものが非常に大きな課題になってい

るような形になっています。結局里親委託の問題とか、あるいはアフターケア事業という問題については、ほとんど取り組まれていないのではないかと思われました。何故か。その問題について、どんなことが今課題になっていますか。そういうようなことをやったところがほとんど取り扱われていなかった。

今回の里親支援専門相談員の配置については、一歩前進しているんですね。家庭支援専門相談員さんのときと比べて、何が一歩前進したか。ローテーションには入らないというようなことが明示されている。

それは先ほど紹介をしました厚生労働省の雇用均等児童家庭局長の通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等の職員の配置について」という通知の中の、里親支援専門相談員の配置についての留意事項というようなところがありまして、①里親支援専門相談員は、児童と里親の側に立って、里親委託の推進と、里親支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇職員の勤務ローテーションに入らないこと。ということが示されている訳なんですね。そして②里親支援専門相談員は必要に応じて施設の所在する都道府県等の管轄地域を

家庭支援専門相談員の役割と課題

- 2006年度大阪府内の状況
- 配置91%（初年度の数字）、前職は90%が主任児童指導員等
- フォーカスグループインタビュー等による内容

発言内容等からは、業務としては保護者対応が、位置づけとしては指導員との分担が課題となっており、里親委託やアフターケア業務についてはほとんど取り組まれていないのではないかと思われた。

10

超えて、里親支援を行うことができるという、そうとう広いエリアの里親支援ということをやってもよろしいですよ。そのためには、施設の職員、経験年数ですね。こういう方が里親支援専門相談員ですよという形で任命されるわけですけれども、里親支援を行う専任の職員としてローテーションに入らないというようなことが明記されています。家庭支援専門相談員の場合は、それが明記されていなかった。だから兼務でローテーションに入るという形になっていた。今回の里親支援専門相談員は専任でローテーションに入らないというようなことが明記されているわけです。ですから、それぞれ施設の中に里親支援専門相談員と、家庭支援専門相談員の両方が配置されているところもあると思います。里親支援専門相談員についても、これは専任ですよ。ローテーションには入りませんということが明示されているわけですから、明示された中身に従って、これらの業務をやっていただく必要がある。その業務についてもう一度見ておきますと、先ほど言いましたように 9 つあるわけです。この 9 つある中からそれぞれ一つ一つが業務内容としてどこまで具体的に、かみ砕いた形になっているのかというと、まだまだ抽象的になっているのではないか。家庭支援専門相談員については、16 年くらいの時点でアドミッションケア、インケア、アフターケア、それとその入所の時点で、時間的な内容、時間を追って、それぞれの保護者への対応、子どもへの対応、里親への対応というような形で、それぞれの業務内容に従って、一つ一つの業務を細かく分析して落とし込むということをやりました。かなり細かな表の中に、業務を落とし込むという作業をやったわけなんですね。その調査の後、前後してやったんですけども、結局は落とし込んでやりっ放しで、その後、それを検証するということができなかったので、結局そのままになってしまってる。一応は家庭支援専門相談員についてはそういう時間軸に沿った形で、業務内容ごとにひとつひとつ、例えば入所の時点ではその子どもの下駄箱とか、そういうふうなところについてはちゃんと名前を入れましょう、靴とかそういうようなものも用意をしましょう。というような形での細かな業務レベルでの落

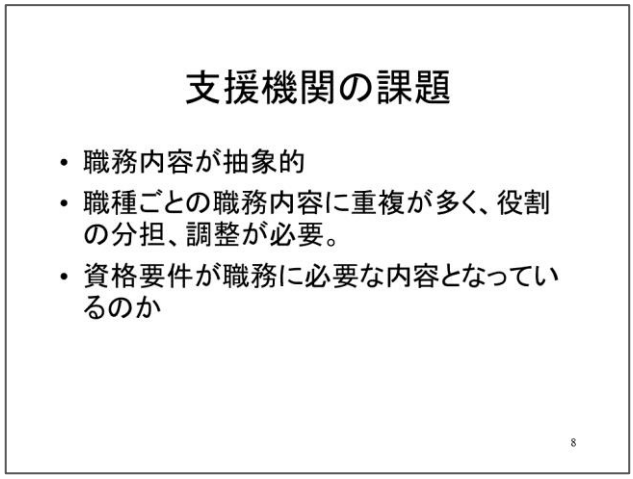

とし込みというのをやりました。今後やはり、里親支援専門相談員についてもそれぞれの職種、職務内容ごとにそういうような、業務内容の細かな落とし込みというようなものも、必要になってくるのではないのかなというように思います。それが次の支援機関の課題というようなところでの中身になってるんですけれども、職務内容がまだまだ抽象的なんです。

9 つありますけれども、ひとつひとつ、それはいったい誰が、どの時点でどういうようなことをするんだというようなことを細かく規定するというところまでできていません。それから、家庭支援専門相談員と里親支援専門相談員を見ただけでもですね、職種ごとの職務内容に重複が多い。それから役割の分担、調整というようなものが、どうしたらいいのかわからない。現場対応でしろというような形になっているのではないか。任される方は、どうしたらいいの？それは経験と勘でやりなさいというようなかたちになってしまわないか。それから資格要件が、職務に必要な内容になっているのかどうかですね。ぱっと見た感じ、社会福祉士、精神保健福祉士、児童福祉司任用要件。あ、それやったらいいな。「または」っていうような形で、経験で配属できるというような形になっていて、本当にそれで良いのか。子どもへの直接支援と里親への委託推進と、本当にそれがきちんとできるような内容になっているのかというようなことを、きちんと吟味するというようなことが必要になってくるのではないか。そこで、業務の細かな内容まではちょっと私では手がでません。それは実務をやってる方が、実務を通して気がついたこと、それをグループディスカッションなりですね、ブレーンストーミングいうような形で、整理をしていく必要がある。とりあえずこういうさまざまな事業についての通知とか読み取れる中身で、登場人物及びその登場人物の関係をもう少し整理して、明示できないかなと思って、やりかけたんですね。登場人物は比較的結構出てきたんです。児童相談所は必ず登場してもらわんと困りますね。実親子、里親子、これも登場人物に出てきてもらわないと困る。そして今回新たに里親支援機関というようなものが登場してきますし、里親会も支援機関に指定しなさい、望ましいということで、指定しましょうという形になって、里親会も登場するはずですね。それから児童福祉施設についても、このような里親支援専門相談員を配属して、配置しているところについては支援機関として支援するのが望ましいという形になっている。だからここも登場してきてもらわないと困るわけです。そして神戸と大阪の場合はこの家庭養護促進協会です。これも登場人物として出てきてもらわないと困る。

それぞれのところが、一体どういうような関係になるのかというようなことを業務レベルで、落とし込んでいきたいと思って、やり始めたんですけど、なかなかうまいことといかない。実は 4 枚も 5 枚も書いてみたんですが、細かく書いてみると結局ぐちゃぐちゃになって、何が何だかわからんようになってしまう。それでシンプルにいこうと思うと、あれ？こことここ全然棒がひかれへんとか、こことここ棒がひかれてないとかね。そういうふうなことが気がつくんですけど、そこを埋めだすとぐちゃぐちゃになってしまう。というようなことで、申し訳ないんですけども、実務をやっておられる方が、それぞれの地域でのそれぞれの

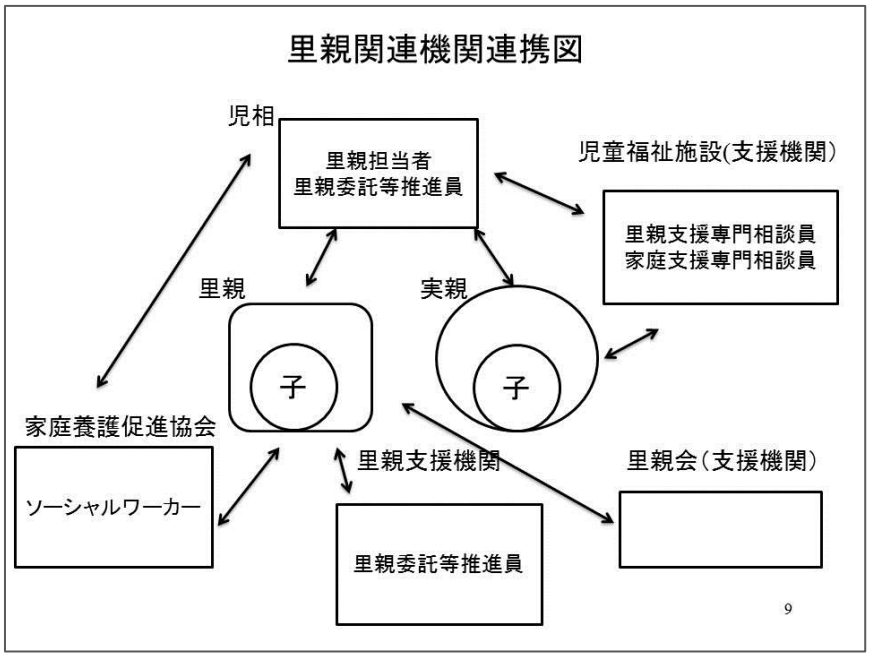

機関の役割というようなものを考えながら、お作りいただきたいというように思っています。

よく、報告・連絡・相談、「ほうれんそう」と言って、相手に何かを伝えたいというような場合については 5W1H、これをきちんと押さえておきなさいよというような言い方をします。

「いつ」というのは時間軸で考えていきましょうということになります。里親さんに対する、里親さんへの支援ということになりますので、里親さんに対してのリクルートの時期、次は養成の時期、登録の時期、委託の時期、そして委託中。そして後委託解除した後のアフターケア。こういうような時間軸に沿って整理をしていく必要があるのではないのか。先ほどの家庭支援専門相談員さんの場合は、アドミッションケア、インケア、アフターケアを非常におおざっぱにはそういうような時間軸で、整理をしていったのと同じように、リクルート、それから養成、登録、そして委託、委託中、そしてアフターケア。まあこれも大きくはわけられると思いますけどね。委託前と委託中とアフターケアというようなかたちになってくるのかなというふうに思います。これは時間軸。

「どこで」というのは場所ですね。場所をどこでするのか。それはそれぞれの方の所属している組織内で里親支援についての業務をどういうようにするのかということ。あるいは、里親家庭さんがどういうような、その里親家庭の中における固有の問題についてどういうふうに支援をしていくのか。あるいは、委託推進委員会というのを設けましょうというかたちになっていますので、その委託推進委員会でどういうようなことを業務としてきちんとやっていくのかというようなこと。あるいはその他になりますけれども、いろいろなところでの機関の連絡であったり、そういうようなことがありますので、そういうような空間的な広がりの中で業務を整理していくというようなことが必要になってきます。

次は「誰が」という形になります。さきほどからよく出てきます、たくさん登場人物がいてるわけですね。関わりのある人が。里親委託等推進員、この人はいったい何をするのか。それから里親支援専門相談員。施設に配属されている里親支援専門相談員、いったい何をするのか。それから施設に配属をされています、家庭支援専門相談員。この家庭支援専門相談員さんの中の、里親支援に関わる部分というのは一体何をするのか。そして児童相談所の里担、里親担当者それから児童相談所のその子ども、実親、相談を担当する地区担ですね、地区担当者は一体何をするのか。里親のことでですね。そういうようなことを、担当者ごとにやっぱり一つ一つかみ砕いて、業務レベルで落とし込んでいく必要があるだろうと。それで「何を、

里親支援機関、里親支援専門相談員等の業務内容の明確化

- 5W1H
- いつ　リクルート、養成、登録、委託、委託中、アフターケアなど
- どこで　組織内、里親家庭、委託推進委員会、その他
- 誰が　里親委託等推進員、里親支援専門相談員、家庭支援専門相談員、里親担当者、地区担当者
- 何を、どうする（支援機関事業通知）普及啓発、養育里親研修、専門里親研修、里親委託支援、里親等への訪問支援、里親等による相互交流
- （家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等の職員の配置についての通知）

家庭支援専門相談員(里親関係について)
里親支援専門相談員（新規開拓など）

- なんのために　子どもの権利擁護、社会的養護の充実

11

どうする」ですね。支援機関の関連、支援機関事業通知。その中には普及啓発、養育里親研修、専門里親研修、里親委託支援、里親等への訪問支援、里親等による相互交流。こういうような形で例示されているんですけれども、この辺の具体的な中身というものが、まだまだ抽象的になっている。それから家庭支援専門相談員さん、あるいは里親支援専門相談員等の職員の配置についての通知。こういうようなものも参考になる。そして家庭支援専門相談員さんや里親支援専門相談員さんのその里親関係についてや、新規開拓などという、そこの例示のところをもう少し細かく、具体的な中身で取り組んでいく必要がある。「なんのために」。子どもの権利擁護、それから社会的養護の充実ということ、これが一番根本にないといけないのではないかというふうに思っています。こういうようなことをきちんと落とし込んでいくというようなことですね。まあ第三者機関、社会的養護については第三者評価というようなことが義務化されました。その義務化の前にですね、その養育についてのマニュアルというようなものが示されたわけです。それで国レベルでそういうような業務内容が細かく示されたのは、初めてなんですね。施設種別ごとで。児童養護施設はこういうことをやりましょう。乳児院はこういうことをやりましょう。児童自立支援施設はこういうことをやりましょうということが、今までは個々にぽつぽつと形で示されているものはありました。けれども、全体的に、網羅的にああいう形で示されたというのは初めてです。

ああいう業務内容が具体的に示されて始めて、その業務内容に従って、第三者機関が評価をしましょうというようなことができてくるわけですね。だから、こういう職員を配置しました。こういうような業務内容をしましょう。ちょっと抽象的ですけども、こういうことをやりましょう。それで登場人物はこういう機関がそれぞれの役割をするんですよ、というところまではきてるわけですね。具体的に業務レベルで細かなところまで、網羅的にそういうものを挙げていって、その業務の指針に基づいて、きちんと業務がどの程度行われているのか、というようなことが、このあと評価というような形につながっていくのではないかというように思っています。結局評価ができないということになるわけなんですね。それぞれの地域で事情が違うんだから、それぞれの地域で適当にやっといてください、ということであれば、全体的なその業務がどの程度進んでいるのか、その業務がどの程度適切に行われているのかというのを評価することができないという形になります。ですから、そういう意味でも、具体的なマニュアル化というものが必要になってくるのではないかというように思っています。それで、最近国の方でも、国の会議なんかでも示されておりますように、里親委託率のアップ。

里親委託率アップ増加一位

- 平成23年度 「里親委託率を大きく増加させた自治体における里親推進の取り組み事例」によるH16→H22の第1位が福岡市
- H16年度6.9%→H 22年度27.9%
- きっかけは「児童養護施設の空きがない」
- 民間の力を借りる
- 官民合同の勉強会から始めた
- 児童相談所職員の意識が当初は、施設の満床問題の解決策としての里親委託だったが、要保護児童の委託先として、里親優先の意識が出てきた。

12

増加したところ、非常に増加しましたよ。こんな取組やって増加したんですよというようなことが、冊子になって出てるんですね。結構分厚い冊子なんです。それを読んでみました。見てみました。これ平成 23 年度に「里親委託率を大きく増加させた自治体における里親推進の取組事例」による平成 16 年から平成 22 年の第 1 位、そこの、それだけアップしたのが福岡市でした。というような形で、福岡市の取組が紹介されていました。

平成 16 年 6.9%、委託率。まあ全国的にはだいたい 8.何%、9%くらいだったと思います。そして国の方はこれを 16%まであげよう、当面ですね。そして最終的には 30%くらい、3 分の 1 ぐらいまで持っていこうと、ファミリーホームも含めて 3 分の 1 くらいまで持っていこうというようなことになっておりますけれども、まずはその 16%までいきましょうという形になってるんですが、すでにもう、オーバーしている。6.9%だったのが、27.9%。3 分の 1 近くですね。最終目標にもう近づいているというようなところまでいっている。これはすごいということで紹介されているんですけれども、読んでみますと、きっかけは「児童養護施設の空きがない」。児童養護施設に空きがないから、「児童養護施設を補完するものとして里親さんにお願いをしなくっちゃ」というようなことで始まったということが、もう明確に書かれているわけなんです。児童養護施設に空きがない。児童養護施設を作ろうと思うと時間もお金もかかる。だから里親さんにお願いしようというような形になって、それで行政が直接やってもなかなかうまくいかない。だから民間の力を借りましょう。じゃあ民間に業務委託ということで、ボンと丸投げをした。官民合同の勉強会から始めましたというようなことが書かれています。おいおい大丈夫か？というような感じなんですけども、まあもうちょっと後ずっと読んでいきますと、児童相談所職員の意識が当初は、施設の満床問題の解決策としての里親委託の推進。先ほど言ったように、「児童養護施設、もう満杯なので、それの補完的な機能としての期待で里親さんの委託しよう」ということだったんだけれども、要保護児童の委託先としての、里親優先の意識というようなものが出てきて、明確に里親委託、要保護児童に対する支援については、分離が必要な場合については、里親委託を優先しますよというような意識が出てきて、具体的な実親さんに対する働きかけも、そういうような働きかけができるようになってきた。というようには書いてあるんですね。ただしこういうのは結果オーライというやつです。結果オーライで大丈夫か？ということが、やっぱりひとつ懸念されることであります。里親委託率アップの取組報告書を読んでという形になるんですけれども、福岡市は、需要と供給。コストからのスタートという形になってますね。先ほども言いましたように、児童養護施設全然足らない。じゃあ児童養護施設を作るのか、というかたちになると、お金も時間もかかる。だからこのスタートは、児童養護施設に空きがないということです。2 番。民間の力を借りる。いや民間丸投げ。え？ということで、公的責任、あるいは行政としてのスタンスがあいまい。うまくいった、市民にまかせようというような形で、結果オーライで大丈夫だろうか。もう一つ。社会的養護全体としてのプランが見えないんですね。社会的養護、これは 27 年度に計画をもう公表しないといけない。各自治体がね。社会的養護の施設の将来的な配置状況であったりとか、あ

るいはファミリーホームとか、援助ホームとか、そういうようなものを一体どのくらいの形で配分していくのかというようなことを 27 年度に示さないけない。そういうプランが全然見えてこない。また施設との協力関係に基づいてそういうようなことを進めていくんだというようなことが全然触れられていないんですね、福岡の場合については。同じ冊子のなかに、大分県というところも取組を進めて非常に委託率がアップしてきたというようなことが述べられているわけなんですけども、大分県の場合については特色としては、「子どもの最善の利益を確保する」という子ども中心の視点というようなことが明確にあって、そのためにいったいなにが必要なのか。社会的養護の中で、子どもの最善の利益を確保するために、いったいどういうような方法が適切だと思われるのかという視点で考えて、里親への委託、あるいはファミリーホームへの委託というようなことを進めるべきであるというような形で取組を進めてきている。

それから、２。里親と施設の相互理解・連携が事業展開の柱になった、ということで、現に存在しているわけですね、施設というのは。そして現状社会的養護への援助、対応の中心的な役割というのはやはり現状でもまだ、施設なんですね。児童養護施設、乳児院あるいは児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設というような、こういう施設養護が現状中心的な役割を現に担っているわけなんですね。それでそこでやはり施設と里親が相互理解・連携を保ちながら、事業をすすめる必要があるというようなことで、それを最初から柱にしていた。

３。施設入所児童のうち、里親への委託を検討する場合、施設と里親双方の理解、協力があった、ということで、お互いに協力をしていきましょうというようなスタンスで取組を進めることができたというように書いてある。それでさらにそういうようなことが、児童相談所の体制の強化。あるいは有効性に、里親委託の有効性についての理解が進んだ、というようにまとめられておりました。まあ私とすると、こちらの方が非常に納得できる進め方というように思われるんですね。ただ私が直接福岡市、大分県にお話しをお伺いしたりとかですね、調査に行ったというわけではないので、その報告書を読んだ、あくまでそれを読んだ上での話しになりますけれども、こういうような特色がある。だからこういう特色のもとに進めていくと、5 年先、10 年先にこれが一体どういうように影響してくるのかということは非常に興味のあるところではあります。

そこで福岡市、あるいは福岡市と似たような規模の政令指定都市について、時間があまりなかったので、きっちりと調査をするということができていません。それから、調査した年次ですね、いつ時点かというのもばらばらなので、あえてもう何年何月現在というのは上げてないんです。だか

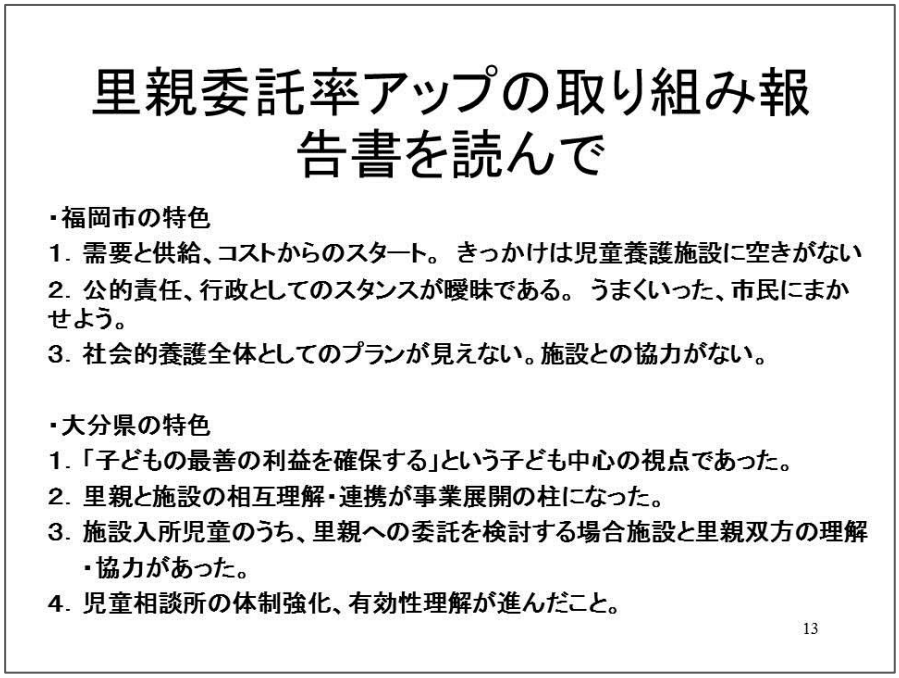

らこのデータというのはあまり信用できないデータというようなかたちで見ていただく必要はあるんですけれども、社会的養護についての関係するデータというのを、福岡市と神戸市と、京都市で、ちょっと電話等を使って調べてみました。

そうすると人口は福岡市がだいたい 23 年度、24 年度前後で 147 万人。神戸市、ここですね、ここが 154 万人。京都市 147 万人ですね。他にも政令指定都市というのは結構ありまして、例えば大阪市であれば 260 万人ですね。だからかなり人口的にも規模が違う。横浜市なんか 350 万人ぐらいやったかな。350～60 万人やったと思いますけども、そのくらいの人口規模になる、というようなこともありまして、まあ似たようなところを 3 つをピックアップしたんですけれども、乳児院、これが福岡市が 2 カ所。定員が 51 人。神戸市が、乳児院が 3 カ所。定員が 74 人ですけれども、まあ暫定が 69 人、今年度ですね。というようなことで、直近の在籍が 50 人というかたちになっています。京都市、これは乳児院が 2 カ所で定員が 42 人。暫定定員がなしで、在籍が 32 人ということで、枠とすると、定員枠とすると、乳児院についてはそれほど大きな違いというものはないというふうに思われますね。まあ 51 人、69 人、42 人というかたちになりますから、こういうふうな状況になっています。次、児童養護施設。福岡市 3 カ所、定員が 297 人。ということはだいたい 100 人ぐらいの平均ということで、結構規模の大きなところが多いようですね。3 カ所で 297 人。これが全然足らんというふうなことであったということらしいですね。神戸市、13 カ所。多いですね。児童養護施設 3 カ所と 13 カ所全然違いますね。定員が 760 人。今暫定が 601 人ということで、結構空いている。空いているので、暫定暫定というようなかたちできて、現状は 760 人のキャパシティはあるんだけれども、措置費上の定員というのは 601 人ですよ。そして直近の在籍は 500 人ですよ。これでも在籍は 500 人、今。次京都市。児童養護施設 7 カ所、定員が 438 人で暫定が 424 人。暫定は少しありますけれども、そんなにあるというわけではない。暫定で言うても 424 人。在籍が 375 人。これ見て、どない思います？児童養護施設、もともと少なかったん違うんかというふうに感じてしまったんですけどね。次情短なし。なし。京都市 1 カ所。35 人で、暫定が 14 人で、在籍が 15 人というような形で、一応いろいろな事情があって、非常に半分以下というようなかたちにはなっているらしいんですけれども、情緒障害児短期治療施設がある。そして児童自立支援施設。児童自立支援施設は、これは各都道府県、政令市に設置の義務があるんですけれども、政令市で、現状設置をしているのは、たくさんあります政令市 10 いくつ、ほとんど 20 近くあるんですが、設置をしているのは、横浜市、大阪市、神戸市、この 3 つだけなんですね。義務があるんですけれども、設置しているのは 3 つだけ。義務はあるけれども罰則はない。罰則はないから、政令市は自分のところで整備せずに各都道府県に定員何人か貸してちょうだいというようなかたちで協定をしたりして確保するということが多い。そして現在政令市の中で堺市が整備に向けて準備中、作業をすすめているというかたちになります。それで、福岡市は自分のところで持っていません。神戸市は 1 カ所持っています。定員 130 人なんですけれども、定員は 130 人なんですけれども、若葉学園というの、どなたかご存じの方いてないかな、暫定どのくらいになってるのか。結構暫定が大きいと思います。それから京都市。京都市も児童自立支援施設はありません。自分とこでは持っていないというかたちです。これで見ると、乳児院はそうでもないんだけれども、児童養護施設満床状態。全然足らん、入られへん。そらそうなん違うかというような気がいたしました。次、同様に児童相談所関係のデータ。

児童相談所関係データ H24年度

	児童福祉司	SV配置	一般職割合	児童心理司	一般職割合
福岡市	28人	5人	60%	16人	30%
神戸市	34人	12人	2.9%	13人	0.0%
京都市	52人	15人	56.4%	16人	0.0%

15

同じように福岡市、神戸市、京都市。児童福祉司これは確か 24 年度ですね、これについては。24 年度、児童福祉司さん、福岡市は 28 人。この神戸市 34 人。京都市 52 人。京都市多いですね、結構ね。ほとんど倍近い人数。半分くらいしか配置されてない。スーパーバイザーさんの配置、福岡市の場合は 5 人。神戸市さんの場合は 12 人。京都市さんも 15 人。これもあれですね。スーパーバイザーの配置、全然違いますね。一般職の割合、これは一般職というのは、行政職という意味ですね。行政職と福祉職という考え方でわけます。一般職、福岡市の場合は 60%、過半数が一般行政職が児童福祉司をやっている。神戸市の場合は、2.9%が一般行政職ということは、97%は専門職配置をやってるということですね。京都市の場合は過半数で 56.4%が一般行政職の割合というかたちになっています。これで例えば福岡なり、京都なりというのは、こういう児童福祉司、あるいは児童家庭福祉についての専門性をどの程度尊重しているのか、というようなことはこういうふうなところにも表れてくるわけなんですね。それで児童心理司について。福岡市 16 人、神戸市 13 人、京都市 16 人。まあこれは比較的置かれてますね。一般職の割合。児童心理司さん、一般職行政職は 30%。神戸市の場合は 0%。一人も一般行政職はいてない。京都市の場合も、一人も一般行政職はいてない。全部専門職を当てている。この辺についても、その専門性についての姿勢というものが出てきてるのではないかというように感じられますね。こういうことが前提となっての、児童養護施設が満杯だから里親さんにお願いしなくっちゃというようなかたちに動いてきているのではないかというように思ってしまったというわけであります。というような形で、背景とするとそういうような背景の中で、いろいろと、いろんなところで、いろんな形で委託率アップの取組をやっています。国の方もさまざまな通知、通達というようなものを出し、あるいは職員を配置し、各施設あるいは機関等においても、そういうような専門の職員を配置して、里親委託の促進、推進ですね、里親制度の充実を図っていくというようにしているわけであります。

社会的養護関係データ

	人口	乳児院	児童養護	情短	自立支援
福岡市	147万人	2カ所 定員51人 暫定－ 在籍－	3カ所 297人 － －	なし	なし
神戸市	154万人	3カ所 定員74人 暫定69人 在籍50人	13カ所 760人 601人 500人	なし	1カ所
京都市	147万人	2カ所 定員42人 暫定 なし 在籍32人	7カ所 438人 424人 375人	1カ所 35人 14人 15人	なし

14

里親委託率の向上に向けて

- あらゆる事例に対応できる里親の養成
  こんな児童は受けられない、あんな児童なら受託OKでは信頼を得られない。
- 児童相談所地域担当ワーカーの里親委託を支援する仕組みの整備
  電話一本で委託が可能で、常に里親の状況が把握できる体制が望ましい。
- 里親は、社会的養護を私的養育で担う社会資源であることの徹底

16

今回の主なテーマになっています、里親支援機関の役割というようなかたち、あるいは課題ということで、最後のまとめになりますけれども、里親委託率の向上に向けて。これひょっとして、表題があまり適切でなかったかもしませんね。里親支援機関の課題、というようなかたち言った方がよかったかもわかりません。あるいは里親制度そのものの課題というふうに考えて良いかもわかりません。

3 点あります。あらゆる事例に対応できる里親の養成。やはりこれが目指すべきではないのか。こんな児童は受けられない、あんな児童なら受託 OK では信頼を得られない。制度そのものとしての信頼というようなものがなかなか構築できないのではないか、というように思っています。

2 つ目。児童相談所地域担当ワーカーの里親委託を支援する仕組みの整備が必要なのではないか。今まで話しをしていたのは、里親さんへの支援というものをたくさんたくさんたくさん、いろいろ出してきています。実は里親委託を決定するのは地区担当の児童福祉司なんですね。その地区担当の児童福祉司に対する支援というようなものが、きちんと組み立てられてないのではないか。薄いのではないかというように思います。電話一本で委託が可能で、その地区担当の児童福祉司さんが常に里親の状況が把握できる、そういう体制が望ましいのではないか。

3 つ目。里親は社会的養護を私的養育で担う社会資源であるということの徹底が必要なのではないか、というような、こういう 3 点を方向としては目指していくべきなのではないかというように思います。しかしこれは、里親委託のガイドライン、国が示しておりますけれども、里親委託ガイドラインという通知の中に全て含まれていることではないかというふうに私は考えています。ちょっと表現が違っているわけですけれども、例えば、あらゆる事例に対応できる里親のという、1 つ目の分についてですけれども、里親委託ガイドラインについては、「里親委託する子ども」という項目がありまして、それの中に、6．里親へ委託することが難しい子ども。全ての子どもは里親委託を優先して検討するが、次のような場合は当面施設措置を検討する。①情緒行動上の問題が多く、施設での専門的なケアが望ましい場合。②保護者が里親委託に明確に反対している場合（法第 28 条措置を除く）。③不当な要求を行うなど、対応が難しい保護者である場合。④子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合。⑤里親と子どもが不調になり、施設でのケアが必要とされる場合。こういう場合については当面里親委託は検討ではなく、施設措置を検討しましょうというように例示されてるわけですね。だから裏読みをすると、こういう子どもは里親には適切ではないですよと、里親委託ガイドラインの中にそういうような形になっている。だからこんな児童は受けられない、あんな児童なら受託 OK ということであれば、制度としての信頼性というようなものはなかなか構築できにくいのではないか。

次の担当ワーカーへの支援というかたちにつきましては、例えば、養育里親へ委託する場合、短期的に委託をするというような場合も考えられるんですが、そういう場合において、緊急を要するケースの場合は、児童委員や社会福祉主事等からあらかじめ児童相談所長に電話等による連絡で、

了解を得ることによって、仮委託とするなど、弾力的な運用に配慮する。なお仮委託を行った場合は、すみやかに子どもの状況や保護者の状況を調査し、養育里親への正式な委託へ切り替える。別にこれは緊急を要する場合以外、通常の場合でも柔軟な対応をとれば良いだけの話しなんですね。緊急の時だけ対応、柔軟な対応とって、電話でもOK しましょう。そのあと本委託に切り替えましょう。いや、通常から柔軟な対応で、電話一本で「よろしくお願いします」で、何日か先には「委託しますよ」。それがなぜできないのかというようなかたちになるわけですね。

それから 3 つ目。里親は社会的養護を私的養育で担う社会資源であることの徹底。これについては、「里親委託の意義」という最初のところで出てるわけなんですけれども、多様な子どもに対応できるさまざまな里親家庭、例えば乳幼児、中高校等高年齢児、障害のある子どもや非行児童など、それぞれに養育支援が可能な里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成することが望まれるというような書き方で趣旨としてなってますね。社会的養護の子どもがですね、場面を選んで発生してくるわけではないんですね。高年齢の子どもも社会的養護が必要になりますし、障害のあるこどもも社会的養護が必要になります。そういったさまざまな事情のある社会的養護の担い手になってほしいというわけですね。というようなことで、里親制度ないしは里親委託率をさらにこれからも向上していくためには、このような 3 つの方向を目指して、進めていく。そして、具体的な業務を個別の業務内容として具体的に落とし込んでいく。そしてその落とし込んでいった業務に従って、それらの業務が適切に遂行されているのかどうか、それを検証するというようなことが今後ますます必要になってくるのではないかということで、私の方のお話しは、里親支援機関の役割と課題ということで、お話しは終わりにしたいと思います。